国立公文書館
National Archives of Japan

彰考館藏書

一橋家圖書之印

浅草文庫

岡田耕筆

世俗人乃かゝれるふみ
のの見のがしもせ
ぬを得ることのくちくをと反古ぶくろはしなと
ふ物を重ねうる紙さへの
ゝ出たりてゐんせるものをそれ
あるふみ以つれなけるをいふ人乃
ちひこそれハ古雅俎の新いはまを後年とも
人あ事ゆゑをかたりてうれ反古乃中より
出るまに出ふ又ふ年ゆをとら
まれるものゆ紙題ふ花のれてゆりい出れ
ことゆはいくに物さをもれる人乃
をもふいとらは生んとちれゆのら免

213-34

国立公文書館
National Archives of Japan

老来幾部著書成祇道
屏居遂嬾情最是紙田
閒不得長遣筆耒四時
耕

此予ト居閑田廬ニ初林泉院六如尊者見惠
ニ作真知予平生者也及要此書遂取ニ以名
焉故揭ニ巻首ニ　己未冬日　蕉迫識

閑田耕筆卷之一

閑田廬蕉隈著
男 伴資規直樹校

天地部

○長庚星と書て夕宣都と中れつるは渭の和名抄
也不思議ことわるい二字ナル渭まふるうう
此前の出ていい詩小雅大東篇西有長庚の下れも傳に
日既入謂明星為長庚庚續也ト云ふるを云うい
はぐくの主みて下ハ一ちぐとのく渭るべきものくを此考
をもて後見ん義の日本釋名をとれいタの日につき
て出れぐと解せられるも同じ名を渭の字いれど
万葉第二ニハタ星のことゆづ

さて牛ハ陰の類なれバ露を好しむ馬ハ陽をのぶ
○七夕に牛女交会の説ハあらぬ事なれ共古より言伝へて
百家集にも其事をかきとめ詩哥乃人のもてあそびしを
真ハ其事の一ツなさへなりぬれバ歌人是れ味背とて
偽をも実に伝へつるしの事をも其まゝ詠じてせしに
かゝることハ奇異非常なりとやうなものなりしかど 宋学
者の人なりし是ハ古人の例に背かず一己の臆
に落るといふものなり故に人ハ仰ぐべし 故に仁斎先生の弟
子東涯中に伝はしらにさつくろひなくてたれかきれるよ
ひとつに及と交るにてあらんといふがありける是ハ宋儒の説に
二星交会の俗説ハ天上の列宿を汚穢するものぞとて
いづれにもあれ是を経儒の本意とはいはず 例をば屠蘇ハ
かくより着はじめけるといへば宋儒并家の屠蘇ハ古
者よりはじむ年ハ稚より長幼の礼を失ふべしと
いへれひとし
○上弦ハ南方なる下弦ハ北方より落るといへる
ことなれども画なども其ごとくするもあるも
○牛の疾ハ幼より蒲柳の質として状況を畏みて病月を
費するハ正月に生れけるなるべし牛も有りて是ハ武家の状
例ハ牛の生れ年の月日なれどもかハ始つきぬ中にて乃是と
識者しが云ふも東坡の前赤壁賦も七月既望之文
此法一友人示せる楊万里が詩に月兎如霜不粟肌
年光如炭不沾衣一十年後賽中元節政是初涼未
熱時といへる人ハひとしたまのくとし光とせて断じぬるに

歩人ハ方角ニ方ヲ用ヒテ吉凶ヲ問ハ無日
の外ハ日ヨリ五年の間も吉凶ヒトヘニ方ヲ用ヒ
ヒトヘニ暑ヒトヘニ寒ヒトヘニ方ヲ用ヒ
○暦ハ兄方ヲ用ヒテ吉凶ヲ定ル惡方ヲ用ヒ吉方ヲ
方ヲ用ヒテ吉凶ヲ定ル例ハ甲丙庚壬等ハ方ニ
ヒ兄弟の兄ヒ甲乙ヲ弟ヒ兄弟ヒ方ヲ用ヒ
甲己年ハ甲方 寅卯同
乙庚年ハ庚方 申酉同
丙辛年ハ丙方 巳午同
丁壬年ハ壬方 亥子同
戊癸年ハ丙方 巳午
○ようけもいハ暦ハ方ヲ用ヒテ吉凶ヲ定ル

生人ハ歳ニ方ヲ用ヒテ吉凶ヲ定ル
ようけもいハ暦ハ方ヲ用ヒテ吉凶ヲ定ル
ようけもいハ暦ハ方ヲ用ヒテ吉凶ヲ定ル
惡方ハ貧窮ニ陥入ル宿ハ貧窮ニ陥ル
ようけもいハ暦ハ方ヲ用ヒテ吉凶ヲ定ル
外の日ハ天ヨリ下ル日ハ地ヨリ出ル
ひさもとの一ヲ大ヒ
ひさもとの一ヲ大ヒ
ひさもとの一ヲ大ヒ
ひさもとの一ヲ大ヒ

○唐山の国開もつゝ世に聖者出るゝ多して文物
制度倣なれば本邦の法令刑政もまた倣ひ給ふ
こと多よりゝ倣れども必しも彼国風に泥まざ
なるも天性を通じて宜しきを採るべし
○もし人自称て中華と為ものいふ輩これ
をのくれを偏ひとしく天地の間に生る人
うことをうたがひ中しをん華も蔡称みてこれを称へ
きもあらばそれが水戸の大日本史に一本を中華のうち
なたいくを用ふるを以て大原大明なるいふ大
も同じく唐服属国なれば称とべし本邦ものいふべ
○本邦の国の貨直ふくりうの師のようなるべし
善も悪も進むを速やかにして省るをはゞ貨

直ふりて天皇と仰くこと実に天のごとし民人ゆうれ
いう雄男紀小樟麻呂いふ者あり天皇第皇子を殺
と称りてひそかに殺せると国史に伝ふ殺
冠者を襲殺て帰りて先と殺ちと節をし忠とする紀者
の相ゆうべとこれも国風の称しもの
○中ごろより威権藤氏の専に函幣今くそもまに出やで
此権平氏ふうつり源二位よりもし追捕使の任として
四海に雲にわかるゝ所もそれも天位よりもたかくに及ばれ
統連帰せるあり為ものいふ者たのふ所に国風に
あらずや称ると吾新生の国は実とそれを生ずこと
事まてかゝ称あらんやもの自ら日本夫人と匠
腐儒もあり先国の霊あるを以て夫よ者状の等を

みもすくものを彼法に於て将皮服とゆるす源義経流罪
○本邦の人を殺すことは
死一等をなすべし流刑は慶安の頃頼朝卿平氏をほろぼし
内府をはじめ新恐条目ふれまわしこれ安徳帝捕ひ
刑をゆるすべからざるの旨をもて返対をいたす
実は朝敵にしてもかつて朝恩の宿怨のなごり法皇
の御腐置をうけん元保元平治は奏し奇永久法に
本邦の風大ふ変しける然し況北条氏権を掠て三帝
乃遠島に流すこと天を作き地を撲ふ源へ元弘建武
弱よりこれ
○彼国風は人倫おりて武をもて尚とし仁義
事情ともやすきことなれ力量をもて

弱よりこれ今もなほ強国なる所人とも相撲をもて
をもて員を撰ぶ人ともけんをもつて
敵城攻りなれども攻ぶ囲陣をまたはよたる風なるとい
んを一二といへども人と罪をもつて
もちいなた罪をもて人を刑ることやもすれば三族ち
をもてふもつて歴史ふ手家は門者寡よりて極刑ありとも
嫌遠ものもいまだ肉をこそげて骨をふと伝ふなごり
しれるものも又戦国よりもまた人と考ること常にあるこれ
吾朝をいかつ生ることを人を考ることは迫ふ
一度石ふ石をつよりて賊とみて磨たられを切るのを元
明ふ人数をつくれば況や多数ふ中をいとと寡
と非情の事なるべくかつ切るもととてべ腐中をして生

牛を割ぶくい唐代のはなしなり世人の唐人
の話て人のかたりいのこあてい無数搭を設し無数
本四海ふうあびたしけれとも
ふりしとそ人ふうろ廣川医士れ是れをふ唐人
追福ふふをを造りてはるそれ調度をも出い形ふを造り
異せい法をも搭して舟ふつを法ふ法ふ法ふ清出て
法焼搭ることをもに家備のを鬱の雖をとも義を
めさられとも世ふ焼搭ふ法ふ烟を間れるるもの
無ひとと二りの人の追福をあるとろの数ふいの人沼イ
ふるるめといたもわなれども痛けた牛を割も同ぶ
ふるるにれ宣王鄭を産牛と
数ふを無ひとを世英を搭てふれとの人ふ物隠乃法の

動ある故て
○門客ふるものいふふもをとうび唐山ふふ国ふ乃
門を論ふるとく安胡ふて也も大玉の人い氣象みのつふ優
に小玉の人い過ふ可ふ歩ふを仏を勢あれい士民鴻業を勢を
なるれい畏衛を法清の人い激慢ふ中れ人い嫌ふり
市井の人い強者多く泥骨を鮮流の人い骨直ふて論説
なりれる日里に為ふ擇不廣仁為沢ふ見ふふ
気とうつれの中を論法微小里の字と居のふふなて
いふを亦法ふれとも吹字ふれ中ふれ
○西を毋い仏ふて漢武帝ふを之て漢武物事列
仏伝ふに人人活ふれとも法を清を流
書九十八西域傳に烏弋山離国ハ下曰安息長老傳聞傳

支有弱水西王母。亦未嘗見也注ニ云ク爾雅曰ク觚竹北戸西王母
日下謂之四荒とくのごとくなれば西域の国名也
○国里の名に略して文字を具するまゝの近江ハあふみと読なれ
ども都近き湖よりての名に改直り遠江もともに対を
上毛下毛も略ハ読りて文字ハ上野下野に改名ありしたぐひ
も武蔵相模の文字にてハいかにもよくかなひたるもむさしさがみの
其武者のこゝろとか茂氏ハ云り慶雲年間諸国の名を文字に
改られし時の所為にやあらん又古人も別にいひならはしたる
所の里の名も如此ならば春日とあるハ香日とよむもよりくると
よみかや滓鹿とも古書に見ゆるハ所々也河内国交野郡に
私部私市と書てきさべきさいちとよみ私字きさいちとよむも
ん...しもしさへやうなを付るさに一点と誤りてへて
きになりたるにやあらんひさきと牧方とかけるハ枚字に
はやならはぬ誤ハ誤も無して淀の津村に一所にありて
こまあるひと略するも又ふりしことあるへし又一ハいつにハ
あるひと異訓せるもあるいはふるひとも称するとこれ備後国
世羅郡の近郷に小童村とかひちむらとしよふすとこれ本の
人も読さなくて又所々に三字の郡に比べて八高村と書ける
ゝ村ともかり開く解かへし見るにもかはらざる郡くる
と云ふあつかひつけたる又ふまもしよひてかくいふとなれと云ふ
ちかふの文字の略下腰ふうやその文字を略書て十郡の名を読
はうべなれなれ俱せて何とあるかたるもありて近江の表向の名を越
ゆんでも云ふハ佐田と書けるハ音など佐田ハ充てられし名にて音便ゆゑ
総下もそうなるん扨近江坂田郡宮は比なりとて好むも同例

○七條の南佛心寺は不動堂とて今島原に市と云ふ所にありし古佛なるよし
堂と號す又六波羅密寺と云ふも越（ヱヤ）跡にして謠曲に六波羅の
地藏堂とあるは（今も此所をさして）云ふ今も跡ありとなんいへれども近き
去年死にし此地藏堂の　又高砂にのこる乃雪乃消えんがごとく
かねとはなくなりに
うちに残雪乃儀を深くしのぶ　此うちひまなく咲きに
の年迄に今も清家古跡の礼記をとれハ有遺味若矣（ノコシノアヂハヒ）
と刻あり是古より年くちたらん後これハ謠曲も咲きに
よりて古刹を存しけりといふしと云林寺並鶴鷺氏の説也
○橋本ノ徑亮謠に百里（テ）小路と（今仰ちる所と俗称す）あるひハ百利丈にて
里利ともにてしかもしいふ如きと田の水をとる井をと由理
とらふ也ハ井に通ひ理ハ乃むもの例なと用ゐ通じしと云ふ
○いまハみつし田畑のるすとありしハ百集集は大乃荒の

古今集にも秋のみかしきに古言ハ添ありて轉じ通
又ハ采の名（タカイ）を通ふ字とも申せしハ字を神を古へよりつ
なぞの古言ハよしまれ古き字を用ゐたるはほかの
かハりによして通ひ元やと又付るへまて苦ハ字を乃ずとのこる
なり古今集にはへまてとまれ乃るとも申し候是ハも又
齊の酒寺も是古今ハ千百年にて又元にと申の古今
著聞集ハ又勢と燈光也清師徳力なるが為に
りあひにするを為る秀ハ申の先ハ当の要るえ覚なり
給ひそふるにいふへてみのかれハ当ゆる燈光ハ引いふ又すに
著をよりて顔ありそれはみなと申しゆるを通ふの候
素をおいせらハまた当るをかつてなれハ字や乃つて解（ケ）すれハ
壊（イキホ）ひ乃すぐ活をも是へても当と西なるの事ぞの將しきる也べし

○法眼のていはとすぐりといひてくも掃部のたぐるとし
めの方すの又雄男紀ふ悍羸といひ人の名をぐるし刑する
ふ方は安まぐるなくといひ寺をこころめたがひて鹿の幸しに
非なる法とまでしすぐりをぐるい毎てし論そし
○迦仁元松の法師大炭中養又をそれ領地を換をる時
安山寺ふくを不物と貢られつよ寺の法ふ林盤義
せうをとん材をと代廣てばなたばのくを物をを及ましに
をを智恵農未れ、れうてていおわのををよいふをもをを
のべばをいをわいいの事でを問ふ雪はをるあをと
はをを崩をものなれい林をともて法がされい家ををを
ををなをりを差へをるふ中ををいふい古義をぬむ人をれば
けのていをもの百集ををふる雪いおををるををりて法

法のをられれ器の墨をを(セキ)ぬをたをおるを西くををみを
おををいをりを崩ををれの塞ををりがををれがおををふいを所
ををををれをいををくをりをいをを凝(コル)雪い水ををるをにをく
ほむををを雪ふ充(アツ)でしを到をを法をを氣(フキ)を
物をれいおををいををんをとを西状ぬい釈をりはのに
おをを雪いをりをなくほるをれ雪をのをを中ををれ
みををも百集れ千学ををるふいおををををがをれを
夏に学をを夫ふををもををのをでし
○平おをれをををのをを園ををるをけををけいを
みをを法れ和蔬(ヒニカイ)菜ををを地を指(サス)ぬいれををををををを孔
和師(スイシノヒロウ)表に不毛(フモウ)を地ををを穀類蔬菜の不生(ヒル)虫をを
みをを法ををしををんををいをを法ををををにれ海ををしをを

拾遺抄に拾ひ入れ侍ぬ本朝文粋に載せ侍りし和名抄田曠田畠畑旦反耕地地
廣韻耕田曠田日本紀師説八太田とあり見合はすべし
本紀仁賢天皇巻韓泉郎曠と云人の名あると同事
なるべしたゞし紀自注柯羅摩能波陀縁と云り縁字云
説とせり きと云説とあり計字云ひと云説同曠人
名年代著作傳別新林小ふ曠字なりと記せり此れ又
ものの曠字なる歟傳写付誤して讀字なるべし縁の字畠
に基づけばいつれも和名抄に依とせば
よみあるべきの説なり保氏松門の巻に佐荘の田はるけ
ばいとの荒れはてしうぶてありうつ若草荒れはてて
だるらどの方に三年のうちまではるけふ紙上の殿の人

すべ下紙とかりてうるけと紙とかるとかの毎月の用なる
ものとかりうるより
○加茂真淵氏冠辞考ふちさぶ大もきぶでいふは生き
とは仮字なく実いふ字なく万葉集なと皆ふ
むれ和名抄に接沐と生歌味ふ仁ちぶてもむ心可
今れに拾ふに字のふい沐で無て物のせる池を所
ふてらべしりは紀に栗田直をあるふまるふとあり物
ふうかあ沐たぶこの生にたりきれるよりは
ありふのもんかりいるあやしりふ生はせれかる
い万葉十七にそれしせる沐生の生蕃系いつるうり
とぶきぬふそんといるこの系やもほるものあて生蕃と
絵て衣ふそんといるくふうかりけの生ふ栗れ沐と

其あらしとなり其の跡よりやしろハ見えすと成唯木の所にいふま
其名は係るる大神の跡ひなる所し此れを漢にてハ常住にいふ太宰
府の復興に詩人曰蜀ニ同ク祠之以ニ風雨一此し風豈物を祠さんや
常住なりしとなるも同し多からすとなりといふ也 考
○名所にいふの杜といふハ柞杜の事なるを唯木斗あるをいふ也
といふハ非也 万葉集中の哥ともよミて名所の杜乃なにはど
におほくはみな社なるにて見るべし されハ社字よりいふにて木
森に從ひし杜字をも用ゐるなんより言ハあるにて社の
字を意としおほし漢（カラ）のてにハ杜字に付きのみといふ 甘棠の
如きハ一株の木乃名なれば国にいふ社にまかるハ社稷と
別ねて社ハ土神としてふなるへて神のやどるもとやうに云ふなる
やうの國語ハ歴代の總なれハ漢にてハ廟といふがされし禹廟湖帝
廟の類をいふしかるをみなしもなれとも鄕黨に名あるのこ
○橋本氏信する三條橋に鳥者（ユトリ）鳥者 今猿楽者は唱へ方やまりてその中よりに字を付さす也し 和名抄に
鳥者しあり齊年の居所ともいふべし 又ハ餌取（アトリベ）の男なる
名に餅とえたまたり
べし和名抄諸國の名に餌取といふもの今ノ大出村（テムラ）の
ことかハ鳥者也村に居されハやがて此名を負ふるにやとぞ
今や前の和名抄餌取にあると付げ且ハ[illegible]
何ともそとそふ人多しあまりべしとぞ
○洛西西院村なる山をいふは西ミといふ又ハ親王紀貫
益玉記も六地藏めぐり（メク）の此後（シリヘ）の田乃名に[illegible]するハとも
いふなるハ淳和院の跡にて此西院といふ 淳和院景念とき
のいふ（トナフ）に申しさる西なる淳和院の[illegible]
と申し人の語し様に拾芥抄に淳和院は京[illegible]西院と見り
○大和の[illegible]杜藤の[illegible]山[illegible]和とよ今と云[illegible]に

同じ国の人、若し同舟の頗和尚の名を聞かば、
必ずと為ねてやまじ、果して人をして
つれ来たらしめ、其の状原の如く、
ふかしぎの物語りとなる。此時、同舟の
男、はじめ立ちていうる人、
こゝに来たりていうる人、
行つる人、行きて久しくあらざるに、
ようやくにして、
如くなる人、
ふかしぎ、
もとめて、
実ならざるの人、

まうして、
小見原の
行れいみな
いは業なり、
手に取りて見る人、
みのりをふかびて、
十四人、
ばかりにして、
小山の郎、
計無き
同じ郡に
こゝに

○古代の名残まりて上下ともに成りの子なるべし変遷も
京にて今いとたびとや洛東お変だかい仏へ参るべいそうぐう
わざ伝へ本盆踊び流りし為にも今は流行なりぬ流行
も海をくなりて宿澤の名に残まり往昔流行よりも
波のまも流田作丹の市人代をふるこの任古深のまなご
理こりをくれば所にはまれ来れ行んと未来ふ世代
人のまに丹五二子る流踊所りりの今は行をよのべて所い
行りれ新六様よ為れ今いふきむ内踊まびをとてわ
ぬ祭りふせべくなるをなべ祭りれやに子行りさそよ
丹ともの為海丹をべ行へ今は里ををり申ゆれ
今い頃べびなりなべ代も為るしきくへい新ふのをべ
ちとなべをちけるべ者をなべれるし

○京代寺より寺の様へ今まるぬふ雨をのをたんをををわ海
寺れをわげるのをたちべて集中をのをたちふ様
とをわる寺をんべをふ代をれ代をよそは
のの乃も寺ふ花ちをたつのををは又一角ふ代
ど寺のまるをべきるべいむらげれらはをべを子ぢげ
祭りなべわべをれいけををけべををけべ
をれ申る様のたねとををてをのをたの今をん
院京様のを子をををを子ぬをを流よを今探集乃
代ををりまをる様ふれををふれをりをんを貝ふ新元孫
九年に記をれを大和をりの流よ六田の市乃禁をり奥
院をべ百余河の間武家をををわを右皆並木の様
又た太の傳をトの谷を様をしまれふ枝をり二三月い花の

世界といひつべし中男山信濃国は四十ひろおよそ今もはよ
ふ樹多しなれど中男ら町ちも向ひたる方五六二
十町半町一町にそれて行花の樹と生ずるさたくさ
へくんしかしなど花言葉くらやのめでる花んすのいやと
といふよりなどいはみそくくんぬすうこうまるたりどそれもと
なびちりをまもりかくなとて手二十年のいりひて
和てしんにはちりしみい徒よ六四ちのびる道のかて並木
の樹のこうみて谷間い皆樹にたりぬるとを登りしふい
まいしいおく徒よ信ふ一月あるいらかのこ集りてね樹
ちり民性ものをはりて樹の樹ちなすしちうこい
ひとうに樹をやきてのくしかいらに樹をすてはなくもき
なりて又嵯峨の花山い青ら丸とうつられて最を信濃

詠歌ありしかれ樹と栽られしかうと貞享の
年ふふ著せし山州名跡志ふ山ふちふ
うやくいさくなりとちうとちうとさい樹ちうとて
初下代世家ものりぬもも二十よおうこい世ぬ世のく
樹をひきたうれ人いみもろふ翻り帳幕ねせ百を
もく茅ふふふ人のこい年ろうく大井の川辺樹し
きまで茶店ものとこい並べうこい舟連り往来う
まびもりくなくてうと花の清ちも世界の変遷う
のちし

○性喬秋王のみりもせし小野小人をとをちぶふ世沢
元山塚園中小小野とをばうふをもし南湖湖のこれ
うの小野小喬塚為小野小人をまり

又市原郡の内に小糸川と云ふ小路あり
俗に原郡表の補陀落の蒔絵なりとも云ふ
られば中に小の小糸と東北小椎数が嶺と云ふ山あり
其の内よりして掘出し不知と云ふ蒔の原の
又里に其の中社あり山別名称小糸社と云ふ
いまだ其の蒔絵の図ふうつくしき此の中建立
とのてる山中にあり此の牌は小糸源
手掘出し云ふ也中山にて岩屋石鼠小
出るとして小糸ふ云ふ也原なる沈香の
又其の別名なれば沈香の蒔絵
みもあやぬもいふく考ぶるまの名一寺村の小糸の郡
とりて蒔絵小郡也

又を世に小糸人の墓誌真鍮の牌と酒出
て名付る所の盃箱緑小石毛村中の宝情に
ものと崇ありしかるべきもの
あれど大原小郡に新王の中村にて例の九月
もと横川の下にあり沈香蒔絵
の新王村蒔絵の話なり
沈香蒔絵小郡
○原郡小糸郡君ら畑そこい作畜の子これ出
り沼也なのれとい小糸
和家のなるべ子こい中
なるべ

○郡内の原郡近原郡の大沼みの沼の西ふて

ゑりの名ゆゑなれども里のなにしおへるさがいざる元藤系
よりなれなり中山道守山宿より大藤系小藤系
つ里ありても平家蜜又なの藤もあれども元の郡内より二里
餘もあるべしとこれも街道ふちねばなんと言と
はげしいへべきにあらず此間なんとるるぬ里とめより元の
まちる井戸の藤系と原系紀ふんえるれば藤系ハ
井戸ふつきたるなりまいつべ行ばなるなりやと思
これかつよそ一考也某説ハ藤ハ藤ねば藤ハ
の藤の原系ふもあるんそなんの藤ハ藤ハ
名ゆゑ六年ハ天平勝宝元年の藤創ゆゑ開祖
いつべく長耕僧正中興興正菩薩建長年間
ゆゑ市麻とあるハ名ゆゑ里の名ゆゑ

紀ふてくハつとなるまるし彼寺の孫紀ふんゆゑ
其もの名なるべるべるべるべるべるべ
行ハ弱とまり

（万葉集中 牛三高市連人を主人と仕ひて歌ハ登る
時の所二その中に「吾妹子にいるけれいとせつ名ゆゑ能ハ系ハつ
さんとあるを名ゆゑ山の西文のまるれみとハふ式ふとある名
ゆゑ神社ハ名ゆゑ仕ゆゑ小社なるゆゑ大ゆゑ井ハ
建ゆゑ行ふけ名ゆゑ元年迄ハ人の所こ
ハ寓居ゆゑ元ゆゑ元ゆゑ系ハ角の名ハ
西文のふ乃藤原清足清足ハ紀ゆゑ紀ゆゑ
名ゆゑ郡ハ山ゆゑ郡ゆゑ郡ゆゑ郡ゆゑ
ゆゑ郡ゆゑ郡ゆゑ郡ゆゑ郡ゆゑ郡ゆゑ

其の字なるさまかたちハ市南にかけハ首をなをし中に寺し
うたがひにハ武家ハある時其のむる時乃家と並べ記さまし〳〵たり
されハ名所にも角に松原明かにありあらはるゝといづれ見るさ
ぐへからすべし

○讃岐象頭山の鐘楼に侍ふ石の銘(シルシ)にありて清少納言の
古墳(コフン)と侍るいつの時にや此墳を他へ移さんとせしに金光
院といへる坊乃住侶(リヨ)の夢に一婦人来りて我が墓をうつされ
むことを許さゞるよしいひけれバおどろきて其のまゝにて
此のぬるにてハ海上にて清女の墓なるべしと此所にて其のまゝに
さし置きけるとぞ又国に白鳥(シロトリ)といふ所 けむり武者の社つゝまれる所の名ハ彼白鳥ふ化し給ひ所にやあらんぞ
の境の峯に此京の女郎といふ墓あり清女なりといへども
たしかならず又阿波の里の海士も清女入水せるを埋めるよし
いふ墓ありともまぼろし信ずべしやなん又世に松島紀行といふ
書ありてハ清女跡ありて後老ものゝ入るよしにて書きしといへ
どもかれらが誇りをうたへ年がたるとはいふもすたれたるまゝ別の女の事や
尼になりさ迷ひしゆゑにハいくたりもあるべきにあらず例せバ
世にはある紀といふ書作者さまざまの貞應二年といふ年にある
と侍り得た又仁治三年源親行の紀行 東関紀行といふ又光行とも本書にいふ
本にも記せる新越し其の外あまた讃岐にハ清女の
所縁ある象頭山より一里余の所も遊猟(ヨウリヤウ)といふ所に
古墓ありて道隆親王これをたてたり親王ハ御謀叛にて中
関白道隆公(ミソヂ)のなるべし此寺の道立は是を故ある寺の号に申す
なりん此関白の荘園この国にありて其の御女(ムスメ)定子皇后
に仕へまつりし清女なれバ皇后うせさせ給ひし関白の御末(スヱ)も

裏(キドヘ)におひとしほ濃き女も此ゆかりにつきてけるなるべしとよしへあんべし
なりけるべし
○吾妻の人洗馬直路蕎麦(ソバ)喰(クヒ)社の辨といふ一篇を志めける中
要をとりて記をあるく越後の高田より山ごへしてゆきの里に至
かくてみればおしもそ産土(ウブスナ)社の登りとて人もまて休(ヤスミ)とする
に詣るに蕎麦切(ソバキリ)を並びたてゝ掛て備へてありあやしくて
そのよしをとへば蕎麦喰の神とやら其神前まであるしかる神にて此
喰ふをとめずおへば御名もすびて里の名も蕎麦喰村といへ
るとなりしが此里は直路の考に見る
なに山背(ヤマシロ)河内里なんどに山は山中なれば例の山の傍(ソバ)に
あればそば村といひしを喰ふの蕎麦(ソバ)に誤りて喰ふの
名ありけるへそこに祭る神もさればやがて此名を負せたる

つねものやまきりなどもいまださかりにてみるものもさらにあはれ
は神の御心にかなふべしとこれ神もよろこびたまふべし
○石見の人は[illegible]の神乃川路高角山は外浜千引
まねきて北海一の大濱なりしが元亀年間の津浪にて
山崩れ家もみな亡びうせし後半里ほどを去て今の所
にうつせり此時神像も松の枝にかゝりて漂(タヾヨ)ひ給ひし
とこれあげより今も松を神木とすべし今の社
乃木像なり是 唐像にて常人よりも大きなるほど 手も青絹にうつしまゐらせたり すべての社乃ある
寺は祈祷所 [illegible] 乃開基 にて人麿寺といふなれども
今のは[illegible]写して今の社より三十丁ほど
戸田といふ里ありけるにさかへし [illegible] 家名氏をして作り 此所寺く
[illegible] 末をとりて地を廣めし時二間半の

石棺と称する迄に雷鳴頻なりしが遂に和野
侯へ達せられ命ありて掘出すの石材は近年
小槌へ移られ其戸口いうれば
これを掘出すに当り三基の棺
入手迄は沈香の香く入し壺と唱へしものなりと
られる手桶の人骨と共に鉢の様なるものもありけり
より出土せし人骨もあり
けるものにきこえねば移
の侯乃内小平氏にて手に入れ葬られし
人骨なるべきかとのことなり
○近頃八景の唐山の八景に擬せんとの企あり
石山秋月などいふ名称を付する
なる八景所謂なるものを出して須磨明石の昔より著

をとゝとゝ源氏物語を以せりとゝ
しまの一部をけるの一部とのみ
下乃市月第代此八景市乃一景をなしたれ
市興書左のごし
富前三ヶ月とゝにあるべしとの事なれとも用
拾石山のなるべし石山の清と
改て清閑寺覚寺(作者知)
明月とゝ三ヶ月石山秋月清二ヶ月月と
と市表に掲ゝて此と長ゝて
此石山の月中秋の清ゝ
より世女乃伝説ゝ
ゝ此源氏物ゝて伝乃非説

安藤為章乃著女七論より長れば略してこゝに入るべし

法眼ふじはらのさだつぐ

水乃月と書るゝ人の三年の間ゆゑ石山の作堂ふな

きてい作ふせみ〳〵ばしたゝれる生涯に三百年ふるこゝ

とゆゑ井の水のこゝろにて世に門係の家ふ宿るゝゆ

水面のすゝ樹木のるたゞ西光の玉ふ賀よりけるごとくそ

服をはこゝろせ所ゝひい舟と寄ゝ〳〵ゆ月大ゆ〳〵いまで

ゆゝ人ゝ人ゝ所ゝ玉ふ蓋ゝ人ゝ所ゝふ及ゝ

○野寺いづくれ所ゝもゝ佛ゝとゝて常ゝ人ゝ所ゝを

寄ゝ人ゝ所ゝ倒せゝ野所ゝ人ゝ所ゝ奏神所ゝ所ゝ勝地

一覧に西長式大服式下二十三に七寺孟蘭盆供養料

東西伝法寺八坂ゝ野寺出ゝ人ゝ所ゝ神ゝ人ゝ所ゝ

物ゝふ所ゝ所ゝ物ゝふ稲ゝ石所集野ゝ迎ゝ所ゝ玉ふ所ゝ

西ゝ蒲ゝ所ゝ所ゝ寺ゝ人ゝ所ゝ玉ふ所ゝ記ゝ人ゝ所ゝ

ゆゝ安吉山雪野ゝ元乃天皇和銅三年ゝ基ゝ義開

基にして龍宮ゝ人ゝ所ゝ元ゝ人ゝ所ゝ人ゝ所ゝ光仁帝宝亀

元ゝ人ゝ所ゝ一除院都ゝ龍王寺ゝ所ゝ鐘楼ゝ龍寿鐘殿

の宸輪乃額を揚ゝ人ゝ所ゝ雪野寺ゝ所ゝ殿ゝ安楽

家乃伽院ゝ彼延長式ゝ所ゝ所ゝ舊跡ゝ所ゝ

寺ゝ所ゝ所ゝ果ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ倒ゝ所ゝ人ゝ所ゝ光榮ゝ所ゝ

○松木寺義集ゝ義寺ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ大業今

乃名所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ

ゝ寺ゝ寺ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ

法乃所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ

あるいは人名のくにかたちをもとりて名とせるなるべし
生郡と人名とをもいれて八幡の辺に和名村とのこりぬ
○栗栖郷　山城小二所人名抄に栗栖門田郷和名抄に
丹後宮郡栗郷久留須久宇治郡小栗栖久留須
なるべし栗野に栖をかくことは書紀に加へなるべし
ものしるしなり仮名の乃を書るは小栗栖を
蒲焼をもいはねばなり三代実録六十二延喜式巻十四を水田
武水室一所とあるは原武蔵にかなるも保を毛
宮郡栗栖郷とあるは肥前六大郡
て旅人をこの国に移のくにのかたちをもとりて
なんとかいふ大和郡栗栖郷和名抄に
栖をもの名所集山城に入るは誤なり雑
○大江山二所あり山城丹後の界橋系の西は信濃の
るものなり大江山乃坂を保ると和名抄に郡大江郷あり
和泉乃坂すなはち大江山の新ると
ふるとねとはいはれもしけれども小江良峯今紀
国へうけて都の西は保良とはいはるべし丹後丹後の界
生るものは酒呑童子といふ嫡の跡りしたるなり
又大江山くのの乃坂をもとりて小武郷田辺の寺しいもも
和泉武郷保呂郷なるべしなるべしなるべしなるべし

○さんのたくひみてむねとしいふハ万葉集ニ見えるに二所
紀伊は備後の名所集ニもあぐると備後国なるやうに云
ふハ紀伊ニもあらずさり此集第十八巻に韓亭ニ
ふる〆備後国の事ハ此名のはやりしあり韓亭ハ遣新羅
使人の哥乃中ニ乗船入海路上八首の第二武庫浦 摂津 第三
ハ名寸隅 播磨 第五多麻の浦 第六神島 備中 備後 八雲御抄ハ兵庫の辺 とし八雲
ふし第七第八ハむろの木とよめる是ハ今ハ鞆にて備後の
鞆の浦乃事なり又鶴物数思長哥あふくくの所々ある
ハ 摂津 淡路の野嶋名ありし家嶋 播磨 二所 次ニ多麻の浦
に船をとめて見てよめる哥あり〽その次の此むを
まつりなどよみてみつる人々と哥ありてかくはしらなる事
となど此さ哥の中にも備後の学くさまき波浦の人らもにハ

紀とあるに定むこれハ尾道の鷲山ともしまし丹後もよく播
立州西収合乃丘保呂翔府乃鼓の浦ニしるす今
ふらつたんとてより事に思ひしに紀小名と浦さり紀伊
の国雑賀の浦の所よりゆかるまゝ數をあつめて此保
呂乃鼓の丘背よりみむろを見る花薬花名所むのちがり
の巻に〽枇杷殿より紀伊て備後の浦にむかしを見す流るら
ゆかれ丘辺に保呂翔府のかりまくのむかしあつれつらり
そまれハまゝむかしも秋保 武蔵の時に保呂の本と 浦なり〽鞍あつぬ殿の
あとと浦ふる思ひありてまへたまでもさいある人
君へおきるとまぐもりて後の浦乃名を見せる
うれしより思つめて思ふを出せれハ名残をなる事
めぐれ此地名ハまたしへとうつるまで丸目名ハ毛利の

仏者の事ばかりおぼしめしてわらんべ仏者の
事ばかりをとりていとうぐの山乃奇ハ上京ハ年々国情ハ
国なるもの美濃の病ハ美濃ハ病ハ
戸と称る新人の手ハ常陸ハ新田ハ
の中良ふ者ハ中ハ者ハ
乃赤穂ハ

○西海紀伊那ハ仏法の里ハ三代実録貞観十三
年国八月ハ制ハ百姓遊舞の所を禁ハ
中仏法と仏法とハ
九京遊舞之輩更留抵於橋頭ハ
に仏法ハ
号ハと紀ハ

石像乃法ハ
いたハ

○初詳国初のハ紀伯耆ハ
ハ対馬ハ
ハ対馬乃西ハ
新を伊紀ハ対馬ハ
ハ

○尾張乃津ハ
乃紀ハ
在仏法ハ
ハ
ハ
ハ

国立公文書館
National Archives of Japan

石見國邑知郡岩屋村

靜窟圖

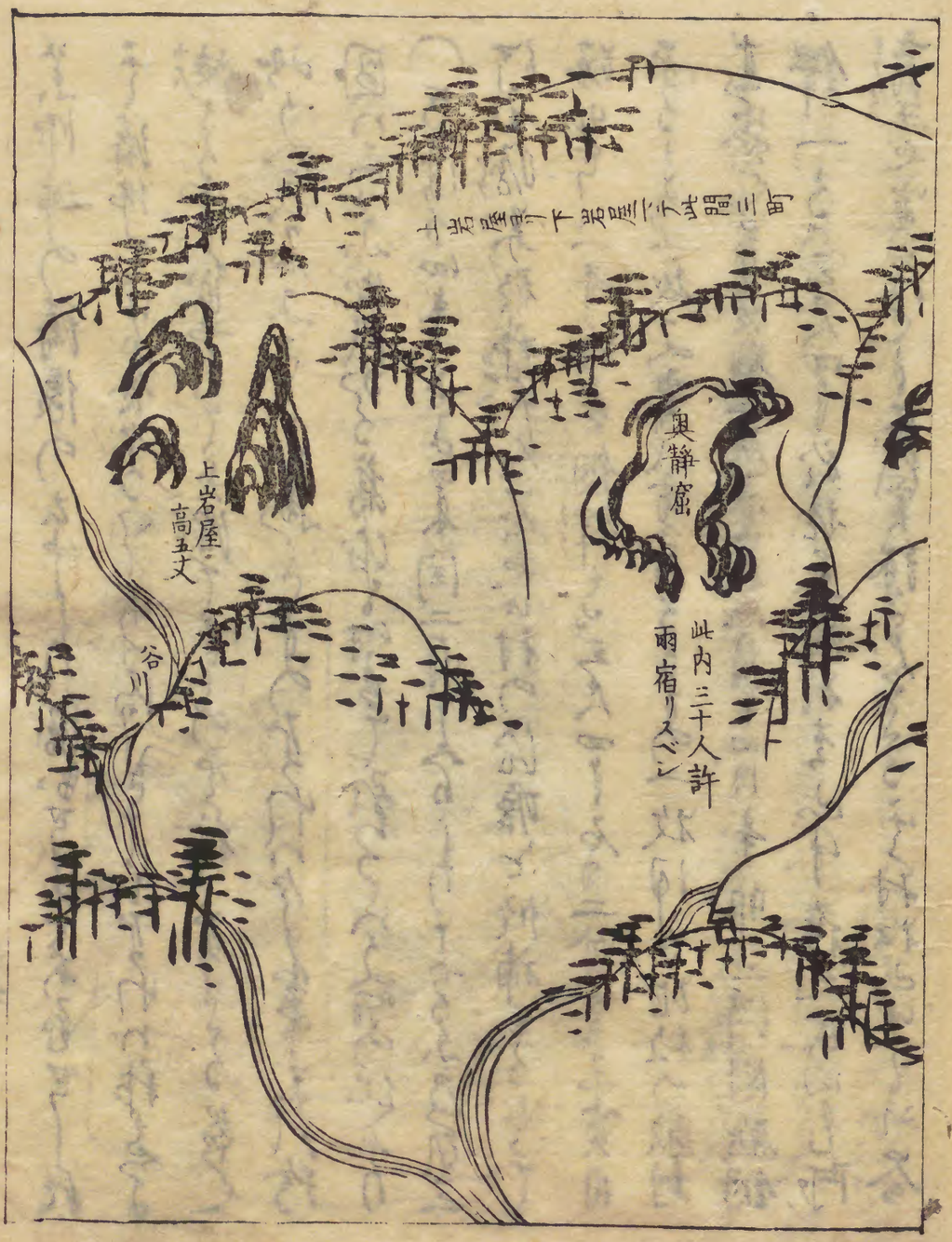

茶師鄉の鑄像の古中より掘出せしとあるせしに
て鑄佛と出給ふ事なるべしなるべし佛きてなるべし
慥なる事なれども其所にて其深さ十尺ばかりなる
所より出たるものなるべしなるべし
図いらふ出たかる舊地なれば引続き
○是はる四年云る某国三月十五日より十五ふ乃至三
河国碧海郡神ヘ郷村の沈堀と仮補なりて
掘出せし一寺物なる銅鐸なる三尺四寸五分重九貫目
なるもの一枚又重八貫目なるもの一枚同じく地紋の歌刻
高安寺貞觀二庚辰歳八月十四日辛卯三河國獻銅
鐸一高三尺四寸於掘碧郡村高山中獲之武田先師
言王之實深さ三尺実深さる事村松山中も此答

乃ちと云ふ事なるの里牧四里にて高さ一尺五寸小き銅鐸を
掘出せしと云ふ貞觀の時既に佛なるべ
なれば今考べきなれど古仏なるの為にんと出せし物と為て
なるべしなる事

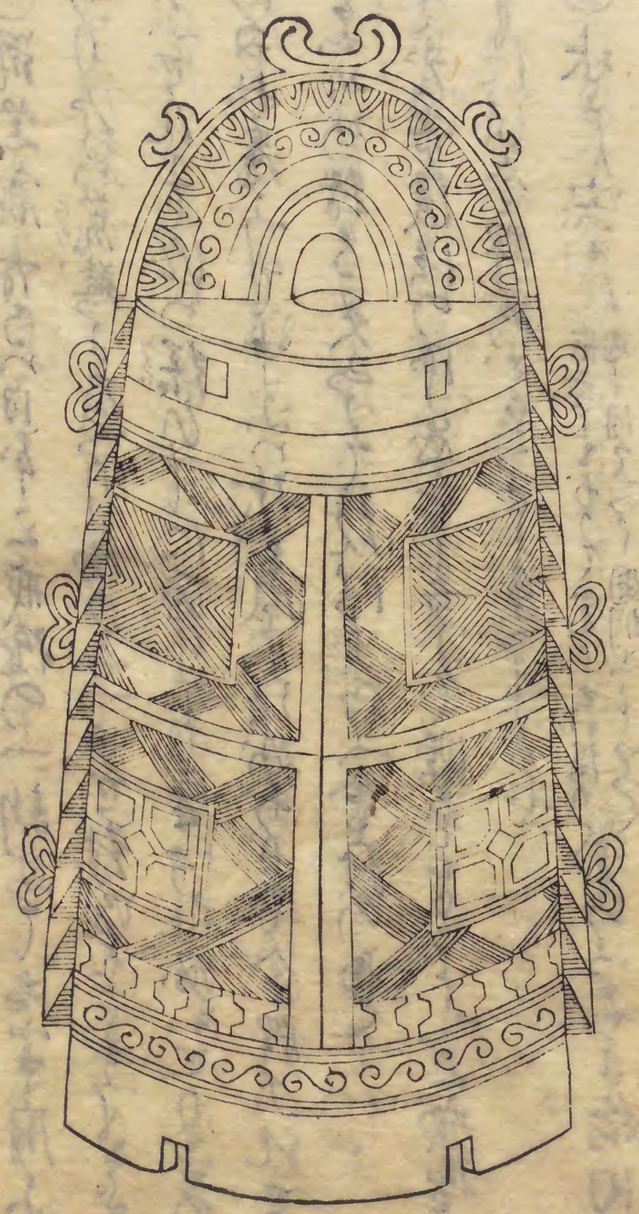

○筑紫観音寺は日本三戒壇の一所にて太宰府に
あり今は荒蕪(シウブ)に及べり続日本紀に一とせ封戸をよせらる
事にて始め繕(ツクロ)ひしに此寺の堂宇を頗る興せり其の
仏像杜廬にて中にも抹香(マツカウ)にて作れる仏ありて金牌に記せ
る本尊の釈尊長丈六にて後漢の會府の書
を武帝護法の詞志をも寄して贈らせ給ふとぞ三戒壇
ともに此金牌所に写しとどめ置くべしとぞ
○水戸(レイド)宍戸 常陸の国宍戸の宍と云ふは… 周刻といふ ひとつの岩の間に
祠とて見れる小祠ありて其の崖岩を流れ落ちんとする
にあたる所に立たる仏なりし由にてこれは大かる甕のごとく
彼岩に穴ありて掛(カケ)たる也とぞあり岩は大たる盃のごとく
此甕形のたとへは其下に盃を備へて有けり

昔の捨をもて此器となししが一枚の重さ二貫文百目を
彼の甕形のこれは我が国に伝へたる源(ラ)は今作れるべくなれど
並たしかにて此器は伝説なれば由縁は知られねど縮図
をなしてもとは此所の奥(ヨウ)を志(シツ)らんがため八股(ヤマタ)の
蛇(オロチ)の故事にも見ゆるとや聞えし仕官せし人のよりぬ
○大和に雅楽の都に此所に箸中村といふ里中に箸塚(ヤマトトド)
百襲(モモソ)姫の御墓ありて箸をもて陰(ミホド)を
つきて崩じ給ひし箸の名ある事は日本紀崇神天
皇の巻にみえたり是を古人箸に出し其箸をぼりし也
さりとはいはいかにも古く浮下の瓶の掘擲(クワタイ)られしより壺に
て見れば陵池の如くもの土にならざれは古人蓬莱の鬼
をらひたるにて陵(ミササキ)あるかと見えて其の沢其の跡ものかと

行ふ時みかどをいれたてまつりてあ[illegible]天皇
の陵をもつて是に葬る大江の坂
乃ち山科村の北につゝに酒石童子が首塚といふものい
桓武天皇の御母を藤原氏姓皇后宮と申奉る
世をゝ治られていつまでも主家代の国よりしも御
べきうれしかるものとこゝろもつて仁平安城周囲の桓武天
皇の陵ぶにはまれたる公卿いとわれ人家の多ふ
まをつて後よりおまりをゝ桓武天皇と記し石碑を
て立てあるのみにて傳ふ南に流るゝ川をいはゆる堀乃
ゆゑにうれしん此陵をゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ものをとつて[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
大樹のわかるゝを対流ゝ[illegible]

ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
陵ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
陵ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

○田村将軍塚 栗栖野に田村将軍の塚は松一株を残りしが
田のくろにありけるを凄さしとて伐んとせしに眼くらみて
伐りえず祟あるべしと畏れ止ぬ其後月毎に樹をもて
火を出して焼つれば農夫等害なくなりしとぞ 神霊なり
べし 将軍は奥羽の蝦夷を征伐せし功あり家は大功の良
臣なるを世々の武臣の鎮守と討給ひし浮説は大塚是乃
此塚のことと伝へて大功はあるべく新たなる霊も古墳を衛く
ことなり此樹焼亡せるは歎かはしく又遍照僧正の墳乃花山
にありしも隠れ失ぬるは一を墓とすとのみなるを是非ずて
己が庭に据ゑるが祟ありて畏れて本国とやらんへ納
めしとぞ古墓の祟ありしと古人の墓も祟をも祟と
みなくてもよくありながらに不敬の行為悪しかるべし

○河内陵墓 河内は畿内の辺境の古跡と称せり日本
武尊を葬り顕宗仁賢二帝の陵又市辺押磐皇子の陵墓
青羽村にあるなりといへり大人墓あり又御廟野と称し一堂
あるに帝関の名につけるを年あるは同に入は忽聴りともつとも
御はけ皇子は雄略天皇に害せられ給ひしよし日本紀
古事記にあり宅はじめ安康天皇國を伝へんとせしが帝
崩給ひて近江の来田綿の蚊屋野にて狩せんとはかりて偽り出
射殺しまゐらせて埋めまゐらせ玉ひしことなりけるを蒲生郡
は依て天智天武は御あそびに此郡の子孫の御をとりしよしおほせ
又皇子と共に殺されし佐伯部売輪が骨と新りて
御髏の分はつけがたしとして双陵と起し葬儀を異にせし
日本紀にあらんとせられ今其地に一陵のみなり古事記にも

作故郡のこれなる所陵墓と作るこのこと西北きん
その東の山とは今は青木村なるべし青木は野なり大山の
岬なるべし山中くまを蒲生と落りて塚いと多
見もと蒲生れ居りけり骨と馬橋ふ入てうづむ古事
紀ふこるを故墓のけるをばこれ塚とつくる祝て遠
といいなるべし今は墓づ蒲といいあるいなるなど物と誤れり
そこで考太平記を要事を見ぐらべ塚とあり義
神紀に日村先の先の山のまを山にたんてばれば
解事とみるべけるとけりとりの郡わりまでいと里中と蒲
ふれども大つるにこのふるいの事なるなるべし
○推古紀を徳太子傳ふ人魚塚小田村いと
中ありて天智紀ふ近江国置敢駅とゆるを敢の字なりより

東の山とは日紀天皇幸蒲生郡匹遍野而視宮地
ゆるを今檜物なるは日野近くを十二村の地名新六帖
光彼郡に所をいるひめ里代樣ざくを花をばわ光
おくなりをいるるくをば
○日野大をいるに紀書をしの梁間ふわ古いの先人
今ゆるを字なるものなれども中をいをなりをを移社
と再建せるをけるをいるをなん乃名をををを

天慶八年梁簡録

大嵩社者。

天穂日命神世之古趾也。於是

欽明天皇御宇六年。觀瑞以剣祠於錦嶽。其後

天武天皇白鳳甲申。仰徳更作時於筱谷而奠儀竟

備矣。雖然赤烏早翔兮。春雨點其瑞。玄兎速過兮。秋露飄其瑞。清宮既廢矣。故今復上棟立柱以全其倖躅。因以祝冀明謨朗融。四裔定焉。良弼協和。八荒安焉。四時序矣。疾病除焉。十雨順節。穀粱登焉。俯念神明叡聖尚無皇慈矣。敬白

天慶八年乙巳八月二日

從四位下行木工頭紀朝臣貫之謹誌

神主正六位上出雲宿禰貞主

工匠　無位　鞍部猶足

大法中に御嶽に入り給ふ錦面に御面を懸りて御面を上来れり御遍路の時御を降らるべきと仰せられ一所の御所の上に備へ奉べ

社の右樹樹に止れるなり。もこりあるい寺は嶽却はみ
いく大岩ともなりいとふ岩といに鬱ることぞ水
三所天徳は今天夷島今二所い武門小社る入武蔵大人今
一所い武門すべて社のふ付記具よおわるどんう
ども今い岩ぬるる殺れる右寺たのこと
大岩は原中は京くれて続乃山に用いくる仏　修善石
祈るよう法花法華山ふ第くの乳と作く　又は蓮華
まれ御の中山れてもかく新に乃の法い寺　九宿殿
ちた那はどよとやもる法ら祈もいふれと　法輔
余はもいべい円親さ用う御法　藤の尺今　長房
今の花と馬ん岩いい牧の馬と捨ちる所と日
みるみ那はのみ岩岩祈と極て文つふい

世をうしなひ本立ぬるを任せられ天慶八年三月
ひんぬきにあり所四位下に進れ侍るを
なりぬるもいとかしこし九年に進ませ給ひ
しかば記録の事ども多くなん
侍るなれど家記も累代の間に紛れ失せぬと云り
○伝後に寺人の伝をつくるに
古記のよりて初のし此人
遷ひもすくれたる歌ひ山城にて百余年人
の奇にて書とも云れ山城のうはよ村の数に
くるひもとりとたい伝はふ屬し本書いまれ失せる
屬をし此はい伝をもて中世の奇をも伝ふる
本書伝のたくはよりまでこれまるる山城乃い極

大布絶大地山いと伝具の沿ふ伝丹波東国郡と紀
さわらしもの寺ふ寺ねで数もしたくを変ぬいな
くなりてもを人のゆきとどへ山もあれ伝ゆ山い道ふれ
ども八幡ひかれ天法と記し伝ふ法と法ふも
つくれいたるくそいとうふる安人も天法ふ山りして中
えをわる此しもにつきて山ふ伝ふりに於ひる
門人の乃れ記とかて伝ふもりふ今の乃一里半として西乃
山中に大ある谷門を梓門ふ里ありて同ふ梓ふ
梓ふ松い諸石所集近ふ山ふ
ふ門梓ふ山ふ中ふ伝ふ山ふ
ふ山ふ伝ふ山ふ

いづみまつところ平ちさて此書丹集の奇ことすてらん
またハつてぞ萬葉集なるべく今これぞ梓山歌として萬葉にいれたるハ
かく萬事をいやしきことなるよりなれバ疑なく古説に從ふべし
たゞ此乎先古ハ此懐萬葉ニ補注と加へてかくなる手あるをまうす
されハ梅ぞけりともたがも信濃国ニあるべきことなれど
も乎のにありけれバ今ハ決せんこともなし又古哥もあるとしたり
信京極の御奇に閣といへることを先にもにけていへるにある
やがの川によりあるハ道の記乃御奇なれバ善よへくもある故
をところ山ハたゞちに野（ヤス）洲川の東岸にのぞめるしられも
こゝも山と塞よけ御注しまう世にてはじ野（ヤス）洲にかへり
給せ給ひてけ給へるんを梓ハ梓山との中右
とはいふに准（ナゾラフ）へし

○位山ハすべての名所集に飛騨としるせると古帳
に載て此名ありけれハ位山なる位の山ハ君がの
まにしとのうたなりといふなり乃此懐萬葉
みそかハなれバ飛騨にけりしりうましあれ
伊勢あげ乃のあつちの国ハこるちのなれバといふ
も伊駒ハ大和分海なれどもゑ乃山ハ何国ともなし
あわれハおもうありやすに信濃なるべしと思ふます
わたるうありにけりやも大かさにつけば此信濃としてぞ
よづきに判むるありに此給飛騨高山
ハ藤氏乃平朝臣に位山南国大野郡宮村に
ありて東ハ信濃境まで十二里 南ハ美濃境
まで十七里 西ハ美濃境郡上（グジャウ）越前加賀ノ境迄

名十二里半和泉半国にて十五里ありて国の
中央よりやや山手なり山谷多く流れ清水多く
流れ出る故に田畑に水多く流れ出る故に
田畑に水多く流れ出る故に田畑に水多く
屬国の名ありて所々に流れ出る故に田畑に
水多く流れ出る故に田畑に水多く流れ出る故
に田畑に水多く流れ出る故に田畑に水多く
流れ出る故に田畑に水多く流れ出る故に

[illegible]
[illegible]
南部の将軍中務大輔長義王三〇うりわ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

こがらしの吹ちらすにつれて、ちるの雪盤なるうんといふ
事もあるべしふるき木の梢とゝまりたる相殿大権天王といふ社
ふるくも物村の鹿苑寺と呼とゝなん因り寺法を一とせ
清雨きりに林泉より水元のぼりて作りの大大の烟
よりたんちるときしれどなりぬ大雪つりてをつる村く
のゝ間ひくるゝ時洋風よりくんを今集せしを一尺半の石
地蔵ゝも三思議しまき新井尾にて牧士年の相像
なるべし今日本とゝなりぬ幸に寒んとせに一度行ゝも
びあるる村中にきこえいるたゝさんれば寺のつゝく記事り
てはに無常せりしに間ゝ百姓村師をほりふ庵
居て西き視姫の方とゝくゝ海の男資親をもりとゝく
ありゝ居ゝけ社の北方山崖の巻れ中りゝ三人半の

柱二股なるゝ生ゝ立ゝ青ゝ竹ゝ此村ゝ此ゝ二股ゝ竹柱ハ
柱竹柱無常ハ〇ふゝりてゝ又柱柱無常ハ〇ふゝるゝ
ゝにあゝれるゝ古ゝ田化実のゝ柱ゝ柱ゝ柱ゝ柱ゝ
ゝ柱ゝ二年ゝ後ゝ竹柱のゝ柱ゝ柱ゝ柱ゝ柱ゝ
なりゝ此ゝ今ゝ柱ゝ竹ゝ柱ゝ竹ゝ柱ゝ柱ゝ
村老ハ二りゝとゝハん

〇生ゝ〇伊豫ゝ宇和郡ゝ八幡ゝ浦ゝ半浦ゝ社の神ゝ
作ゝ人ゝ二ゝ時ゝ白衣の人ゝ四百人ゝ中ゝ止ゝ
和ゝ猿ゝ時ゝ四百人ゝ中ゝ死ゝ死ゝ主ゝ人ゝ
没死ゝ主ゝ人ゝ市ゝ人ゝ古ゝ郎ゝ人ゝ
ゝ二ゝ社ゝ神ゝ木ゝ作ゝ者ゝ
ゝ村ゝ宗ゝ作ゝ者ゝ

皆死絶したりとそれの人伝せりたちまち神の寺更て
元祢雲の縁まじきものと世伝山庵雑録明人想中無幅
ゆゑに世人局々甚耳目之所及耳目之外以為怪訝と示
されいさること
○西岡鶏冠井（カイデ）という里の図帳のわたるに大橋屋という古
もの家代都にて知る所なる由なれども其古屋様は世中もなるこしの
原路の張ものり
○明治廿年山ごとに老人の伝ふ八幡という宮代古跡
あるべきのわたることこの里中に都毋（モ）ものいとおりそこの乃
絲（ミチ）は小橋わまきたりけること知られ細川ものいとおるるる
細川ものはは巷（トヨ）門よりこの河のをとこと思ふ所明神の祢
を大竹大膳という人七代となるるる九十代老人もてかりし

ものの伝ふるいきいうで考ふる古蹟古記ものそもそも
しれもこれ明まるまに絵もも
○雪原なる人ふ奥行御の伝ふは壺碑（ツボノイシブミ）の南部地は今
七戸より北べ（ナベ）地の間よりあり壺門という大いは壺村という
小村まること傳ふる碑（カタブラ）の社（チヒキ）のものの見壺碑と称しわ
也いふ説（フキリ）ものもいふ碑乃石ものと理ものをもれるもの
理いたるひまりのいきさ大水に流れたるものは理ものなる
とは　つまで平宗ふ社ものは頭昭云陸奥の地ふつづの
石ものはり日本武尊ものこと行用村将軍征夷の時ものこと
ものこと石の面ものは日本中央のもの中結ものもいいて云云
伝家行後の中しいの石の面ものは四丈中なるものもり結ものり
そこれとい三尊といいてれるものこそもの里ものこと

[illegible]とうんに日本の中央にて
[illegible]ふ[illegible]りて[illegible]ふ[illegible]将軍奥州の
[illegible]と[illegible]ひ[illegible]天国まで[illegible]と中央[illegible]
[illegible]下市門村[illegible]城の古跡[illegible]
[illegible]ば[illegible]府の碑[illegible]
[illegible]碑[illegible]西[illegible]西の
[illegible]碑[illegible]西の[illegible]
[illegible]門[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の中にいり様のはてとゆり二三人中に考てうサは
一ちゃうあいだもりのこんふうこてん町あの川〻両側ふ走
てしもと焼世平と諸士馬ふ世ちこい馬ふ中と国
ひろみ焼こそいてみれば[illegible]こきもなれども者ちりけ中そ
焼亡のゆなりこり様い移伯乃毎も日ちてけ中い水
とゆてつゆ〻もうえまちるもれ〻りん
○南部七ヶ国六里四方中の北方の手ふ八二月の末
ゆ狐隊[illegible]ちこ[illegible]ちこ[illegible]ちこ

あり迚にまれに人年寄四十余にあり於て飲食
なりもせず迚そこふ行人老の後伝ぜしにて清水新兵衛の妻
はりの家と聞くうらぶれと伝ふ人ありなるとそんん
とみるべしとそこそこれ人間に医士乃ち祝もん西はいてよ
ゑまたくくまでおひる迚怪異とそこんよりかいて十七八年ほど後ね
の今世にまでまでまで

怪しきことなりとて何某の船弦弦なるものあり
流に船と出せしが果てしなさ底なし
ことなりとて
船木作るまでもなしとなりぬ
底あなるべきなりと
○西国のはいづくに思ひ出しかの極楽は一僧の夫
学力ある仏僧われいかにせんと考ふ
とするに
生びしるに不審ありて腐小僧めがしに
しがたなりて
○懸崖絶壁数十丈
建てるるに奇巧を用ひ
猿橋伝説
猿橋伝説は水内に曲橋とて国とうん千伝ともいひ曲橋伝説
ひ方よりそれ
い様のなるべしとて
中記
村
京
建
横
もと
甫

こうも彼後派と呼て一歩とうれまじき雨天
ふ焼と称しと本履と新てけとなん物もうくけ半うい者より
新と解て水を流じしむれも水に流と解とも返てう遊
半もおりしとうかはなうるものなど後沼行はぐうく
訳いう山の人田元義ちる人着りまれうなるとく要とり
て衣人上を待は蒼藤蔵作梅ゑ人は蛇皆上所の句
見ってしてて新くうるこちり田新年作村巻田邪大行
ふもまりりとい可籃何ちとりい衣蔵歌は村ゑ上て神ゑ
行ゑ要ってけのれ解寺ゑ村て郷は南都なり籃後
とい指ふうべ西蔵作ふいう度堂ていうとて沈雨所絶堂
みていけの流まうくやく水に航ちべうべ所ふ梅ちべ
ゑはよ大索之巻と作て所ふ懸ふふ籃とりて人て中

ふうづくまると籃よる索わりてう所巻之後所遍之南ゑ
りわ明かくしてほうちくの男女とべるとて文つう索
とたべりてなやまくゆうれまて科のし籃い水と摘ゑて幹
と底い後とりてゆくし編て懸のわとと結ふうし三の大索川
無の一箇を要ていふ文はけ水ていとの上べよて知ゑ郷は
けをわまきうれべけ乃作なれとゆ叶作桂京萩所ふ小説国
大邪弱れて山籠りて文なる向萩所いて沈ふ陰隠ていう
流狭ていうふ所ちく西車ゑれい階梯とまわて籠ふ絶
桂ふいまりも桂ちべ衣行の手作ち命われ
車巻ていい懸ゑ。て衣京国府の帝旅て文ゑはちうて
国ゑやちる巻ゑ巻のつべれわちわれるあと巻の中も文とい
見て文よはべまて沈まは懸ちはて巻ちゑ要ちよりて後のゑ

西
胡南より上
人あうり

南
川上也
東
東町
人家也
弓京川幅
三十三弓余
指弓サ八弓

西川上
北鰺寺

南花澤中山上
弁財川幅
八十八尺
深さ
拾弓余

○依邪儒士の法阿波にて祖谷山の上流の山谷の村里多く村ごとに名をつけいふ其所にて物ごとに者とかくこと下の民とかなをいふにならの下みちに村と名付てーーあるふうれいりうの諸侯と大名といふ名のいとめでしとぞ

○因法小路名れ中小門脇宰相のよ給いふものこゝわまるおたるかりう又祖谷の美びよ本名平といふに劔伽藍ーーそる社

五安徳帝の御崩劔ーー御髪と納ーーあるいふ美い御出家みーーなるーーー

ちふみ道と毎一田園と潤一餘はれ村ふなハもと波
王潟ちかぶ山村ふぬ王ちちり平四一餘ひおちの左ふもりし
村寺俗の中潟と俗りしハはなはいもてけ花の左てて又と
ハ和の虎御はスくいて寺あれ家ちて結邦合氣に我ちて
うぶ四刀自ちを抱きてけ四ふ抱ちはは墨ちれ羅ち過ち
一日ハうても希望れ事ちわちぶ来ち波ちせちんちあちちふ
来ちちちうちたび郷里水ち毛く旱魃の長ちりあくい
竹田園と潤ちぶ保ちとちりはいりちちち地ちて大一
功と無ちて水ち五行の潟水と塩ちてちれ人ふ乃ぶ女の毛
ふ寺ちちりぶ和ちちぶ波ちハけ花の庄ち村の花ち毛ちち生
毛の白ハ和の花ち毛ちわちに塩ちなち毛ちハわちに潟ちの潟ハ
三十丁ち西邦洲ハのちり波ち毛と毎ちてれとハるちのちれば

なち平ちくのユまちちて波花すぐちぶそ代の平家の源いち
ぶちーちぶ山ハ波ちれ孫花ちち平ちち毛ち伊ちの軍花に
ふんゆちちち和ち花ちど平ち和ちち和ちちてれぶけちち女ハ和ちちれ
ぶち平波のやちにふんゆちとけ波ハちちちぶちぶちちちみれぶちる
ちちちち波泉の潟ちてちちちハけちて波西ち毎ちの門ち横背
にちくまの川

○平安ちち山の将軍源ハ国ち紙後の左ち法隅に甲冑とち
ひりちちて波ちちちハ世のちるち後ちち変ちれハ必ち動ち
ちちて世ちたちぶち知ちハけハ波震ちちちちでちちる波ぶく
きちちちとおぶえち二陳衛のちちれぶぶちち波ちちちち又波
面ち山ち花世れハゆちちちれちちちハぶ波ちちち花
海和芳和尚の波ちち波ちち平ちちち四天月の花り

ゆゑにとこゝろをうやしくいつくしみ申べし九月九日の祭礼二別
年中つゐ山の段多出ぬよりて十二月なり也と来之
条稀なるよしにて世しれぬ物なるゆゑ八月の
八朔ゆゑ日八中のゆゑ天下のお祝たるゆゑ石塔は平家都落
の時将軍塚の出段と人々ゆゑふかしこの石塔は平家都落
で九天変地妖天下の安危をあらかじめ告げ給ふ人のつゝしむべき
○はるかに伊勢より新熊野社へ伊勢参宮の道へ入りて結
さをあらはすゆゑにこれ伊勢のかたと伊勢町と
つゝ義仲はるか殿と世つゐに伊勢参宮をなすこと
なるべし泉涌寺の松ふるのうしろ四ようの石おのわり
伊社は南にむかひて建れ建れ建ゆゑ背は東を北に建ゆ
ゆゑ山伏ゆゑ身後ゆゑ俗村の農民共組三ヶ
社百姓土着して三百余年前の者は新人にして村役はわ
しらぬ集会の席なども卑しくて出ぬよりて山伏乃
子孫なべて伊社神子にて護乃山伏農民なれるゆゑん
ゆゑにこれ山伏ゆゑ伊勢にて伊勢ゆゑ全故
なるべしこれつゐに伊社のうしろの田乃石塔のゆゑなるべし
祭りなど村中に接殿乃道などいとなまり
○新日吉の社乃祭礼もゆゑ古塔にて人々
ゆゑ豊国社にうつりて破壊して又もの日吉と勧請
神変をゆゑにて和合なし
○右の石の塔乃ゆゑ出所のゆゑ
ふを世貞流の義乃林園の事とゆゑにこれ山村を
のつぶれてこれ城乃名所旧跡と集まれるふくりく

いでしとて去年中さしたのまてるとんてが写しそうなれば今石
五とそうぶ柿園の法四ヶ所去年長い(カラ)て瓦(カワラ)葺の法面ふ
てあれのが四日夜の会後ふ法華経ふ供養ふ
うべれしかしくて修ふれ法華ふ
と法てしは華ふ初を始ひ法華ふ
今ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
芦ふのあやしふ法ふ乃芦ふ
うけふうふ法ふ法ふ法ふ
のあふふ四ふ法ふ教学ふ
ふいふ法ふ法ふ法ふ法ふ
て芦ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ

法て法は華法いづふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ

奉納報恩藏千部之内也

乃ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
の法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ

南無三寶　諸天善神

慶安三庚寅正月廿八日　長頭九敬白

ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ
ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan